

## 物品調達に係るオープンカウンター説明書

岡山県備中県民局高梁地域事務所では、予定価格（購入予定総額）が一定額以下の物品等の調達（単価契約を含む。）については、見積りを依頼する相手方をあらかじめ特定せず、見積案件を公開し、参加を希望する者（以下「見積参加者」という。）からの見積書提出により受注者を決定する方法（以下「オープンカウンター」という。）を採用し、公平性・透明性を高めるとともに、受注意欲のある者への機会均等を図っています。

この説明書は、オープンカウンターの見積参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものです。見積参加者は、見積依頼票兼物品発注票及び本説明書を熟読し、承諾のうえで見積りを行わなければなりません。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、見積依頼票兼物品発注票に示す者に説明を求めることができます。ただし、見積書提出後、当該仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

### 1 対象となる物件

予定価格（購入予定総額）が160万円以下の消耗品・備品等の物品の購入契約（単価契約を含む。）や予定価格が250万円以下の印刷の請負契約で、オープンカウンターを採用することが効果的であると認められる物件を対象とします。

### 2 オープンカウンターに付する事項

見積依頼票兼物品発注票に示すとおりとします。

### 3 見積参加者に必要な資格

次の各号の要件のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (2) 岡山県内に本社又は営業所等を有していること。ただし、営業所等の場合は当該営業所の代理人に対して岡山県との取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出され、岡山県内の営業所名義で、岡山県一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領第9条に規定する入札参加の停止の措置を受けていないこと。
- (4) 岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

### 4 調達案件の通知等

契約担当者は、オープンカウンターを実施するときは、案件ごとに調達番号を付して、公開期間提示するものとします。（火曜日又は水曜日が祝日の場合は実施しません。）

提示場所は、高梁地域総務課執務室内「オープンカウンターコーナー」及び備中県民局高梁地域事務所ホームページ上とします。

### 5 見積方法

見積参加者は、提出期限までに見積書を直接持参により高梁地域総務課に提出してください。期限までに原本が高梁地域総務課に到着したもののみ有効とします。

郵送（宅配便等を含む）、電話、電報、電子メール、ファックス等による見積りは認めません。

(1) 見積書提出方法

見積書は、高梁地域総務課執務室内「オープンカウンターコーナー」に「入札箱」を設置しますので、それに見積書を投入してください。

《見積書提出場所》

岡山県備中県民局高梁地域総務課（高梁市落合町近似286-1 高梁地域事務所2階）

(2) 提出期限は、見積依頼票兼物品発注票に示すとおりとします。

(3) 見積参加者は、次の各号に掲げる事項を記載した見積書を提出してください。なお、見積書の宛先は、「岡山県備中県民局長」としてください。

ア 見積年月日

イ 調達番号

ウ 物品名、規格

エ 数量

オ 見積単価、見積額

カ 見積参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名をいう。以下同じ。）及び代表者印（岡山県との契約締結、代金の請求等に使用する印鑑として届け出ているものをいう。）の押印。ただし、発行責任者及び担当者の職氏名、連絡先の記載のある場合は、押印は不要とする。

キ 電話番号、FAX番号

(4) 見積金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税及び見積依頼票兼物品発注票に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とします。

また、見積参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者である場合は、消費税及び地方消費税額を外税方式で明示してください。免税事業者である場合は、見積書提出時までに免税事業者である旨の届出を提出しなければなりません。ただし、届出が既に提出されているため必要ないと認められた場合は、この限りではありません。

(5) 見積参加者は、1つの見積依頼票兼物品発注票ごとに1つの見積書を提出しなければなりません。また、1つの見積依頼票兼物品発注票に示した物品すべてを見積らなければなりません。

(6) 見積参加者は、原則として見積依頼票兼物品発注票に示した規格の物品を見積らなければなりません。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではありません。

ア 見積依頼票兼物品発注票に同等品での見積りを認める旨記載されている場合で、要求課の承認を得て、同等品を見積るとき。

イ 見積依頼票兼物品発注票に仕様書及び参考規格（機種）を示している場合で、要求課の承認を得て、参考規格以外の物品を見積るとき。

ウ 見積依頼票兼物品発注票に示した規格の商品が生産終了となっている場合で、要求課の承認を得て、同一メーカーの後継商品を見積るとき。

エ 見積依頼票兼物品発注票に仕様書のみを提示している場合で、仕様を満たす物品を見積るとき。

(7) 見積参加者は、(6)アからウの規定により要求課の承認を得て見積るときは、承認を受けた後速やかに高梁地域総務課契約担当者にその旨連絡しなければなりません。また、見積書には、実際に見積る物品の規格、承認を受けた年月日、承認した要求課の担当者名を記載しなければなりません。

(8) (6)エの場合で、発注後に仕様を満たされていないことが判明したときは、仕様書に契約不適合がない限り、一切の責任は受注者に帰属します。

(9) 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず代表者印を押印し

なければなりません。ただし、金額の訂正はできません。

(10) 見積参加者は、その提出した見積書の差し替え、変更又は取消しをすることができません。

## 6 見積合わせ

- (1) 見積合わせは、見積提出期限後に契約担当者で行います。この時、見積参加者に立ち会いを求めません。
- (2) 見積合わせをした場合において、予定価格以下の見積りがないとき又は見積書の提出期限までに見積書の提出がないときは、不調とします。
- (3) (2) の場合は、再度オープンカウンターに付するか、案件によっては、契約担当者が別途選定した者へ見積りを依頼し、見積合わせ等を行うことがあります。

## 7 見積書の無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

- (1) 参加資格のない者が見積ったもの
- (2) 同一事項について2以上の見積りをした者の見積書全部
- (3) 見積参加者が協定して見積ったもの
- (4) 見積参加者に求められている義務を履行しなかった者の提出したもの
- (5) 見積依頼票兼物品発注票に複数の物品を示している場合で、その一部しか見積っていないもの
- (6) 物品名及び金額の記載がないもの
- (7) 金額を訂正したもの
- (8) 見積参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名をいう。）の記載のないもの
- (9) 代表者印（岡山県との契約締結、代金の請求等に使用する印鑑として届け出ているものをいう。）の押印がないもの（発行責任者及び担当者の職氏名、連絡先の記載のあるものを除く。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- (11) 見積依頼票兼物品発注票において示した見積書の提出期限までに到達しなかったもの
- (12) その他見積りに関する条件に違反したもの

## 8 落札者の決定及び通知方法

- (1) 原則、毎週木曜日の9時以後（木曜日が祝日の場合は、翌日の12時までに）開札し、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積りを行った者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の見積りをした者が2者以上あるときは、当該見積者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該調達事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとします。
- (3) 原則、木曜日の12時までに（木曜日が祝日の場合は、翌日の12時までに）落札者へ電話連絡等による発注を行います。（なお、当該案件に係る落札者以外の見積参加者に対しては、電話等で問い合わせがあったときのみ、落札者、落札金額を電話等で回答いたします。）

## 9 契約保証金

契約保証金は免除とします。

## 10 契約の締結

- (1) 契約金額が100万円未満の契約をするときは契約書の作成は省略しますが、当該契約について必要な事項を記載した請書を徴することとします。
- (2) (1) に関わらず、契約金額が50万円未満の契約をするときは、これを省略することができ

ます（単価契約分を除く。）

- (3) 契約書を作成する契約を締結しようとするときは、暴力団の排除にかかる誓約書を提出しなければなりません。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなします。

#### 11 見積参加者に求められる義務

見積参加者は、見積依頼票兼物品発注票において求められた要件があるときは、指定した期限までに履行しなければなりません。

#### 12 納品及び検査

- (1) 契約の相手方は、見積依頼票兼物品発注票において指定した期限までに、指定された場所に物件を納入しなければなりません。
- (2) 物件を納入したときは、検査を受け、検査に合格した後引渡しを行わなければなりません。
- (3) (2)の検査に合格したときは、納品書を契約担当者等に交付してください。なお、納入場所が複数箇所になる場合は、納入場所ごとに物品受領書を作成し、物品の受領者から確認印の押印等を受け、納品書とともにその物品受領書を高梁地域総務課に提出してください。

#### 13 見積りの参加制限

次の各号のいずれかに該当する場合は、以後の一定期間、その者を見積りに参加させないことがあります。

- (1) 見積りに関し、不正又は不誠実な行為が認められたとき
- (2) 落札決定後、正当な理由がなく契約を締結しないとき
- (3) 正当な理由がなく契約を履行しないとき
- (4) その他契約担当者が不相当と認めたとき

#### 14 その他

- (1) 見積参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要したすべての費用は、当該見積参加者又は当該契約の相手方が負担するものとします。
- (2) 契約担当者は、本件調達の契約の相手方を決定するために必要な場合は、見積参加者に追加資料の提出を求めることができるものとします。
- (3) 契約の相手方は、請書を提出しない場合においても、確実に履行しなければなりません。
- (4) 岡山県から提供を受けた文書、電子データ等（この説明書を含む。）について、本件の調達手続き以外の目的に使用してはなりません。
- (5) 本件調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) 都合により見積りを中止することがあります。
- (7) 物品の種類、納期等の関係で、オープンカウンターに付さない案件があります。
- (8) この説明書に定めのない事項は、地方自治法及び岡山県財務規則の規定によります。